

三春町介護保険事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業者における 事故等報告事務取扱要領

1 目的

この要領は、福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年福島県条例第80号）、三春町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（平成25年三春町条例第2号）、三春町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年三春町条例第1号）、福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年福島県条例第81号）、福島県介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年福島県条例第78号）、福島県介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年福島県条例第23号）、福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年福島県条例第82号）、三春町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成25年三春町条例第3号）、三春町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年三春町条例第3号）、三春町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年三春町告示第29号）により、事故等が発生した場合の介護保険事業者から本町への報告の手続について必要な事項を定めることを目的とする。

2 報告の対象となる事業者及びサービス

本町への事故報告の対象となる事業者（以下「各事業者」という。）及びサービスは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 介護保険事業者
 - ア 指定介護保険事業者が行うサービス
 - イ 基準該当サービス事業者が行う介護保険サービス
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業者
 - ア 指定第1号訪問事業者が行う予防訪問介護相当サービス
 - イ 指定第1号通所事業者が行う予防通所介護相当サービス
 - ウ 指定第1号介護予防支援事業者が行う介護予防ケアマネジメント
 - エ 地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメント

3 報告の範囲

各事業者は、次に掲げる事故等が発生した場合には、本町に報告を行うものとする。なお、事故等には、事業者側の過失の有無を問わず、送迎・通院等の間に起きた事故も含む。

- (1) 転倒、転落、接触、異食、誤嚥、誤薬、交通事故等の事故であって、医療機関の受診（施設内での受診を含む。）を要する事故が発生した場合
- (2) 利用者が病気等により死亡した場合であって、死亡に至る経過、原因に

疑義が生じる可能性や利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）とトラブルになる可能性がある場合

- (3) 利用者の徘徊・行方不明等の事故であって、地域包括支援センターや警察等、外部の協力を得て捜索した場合
- (4) 食中毒、インフルエンザ、結核その他の感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定するものをいう。以下同じ。）が発生した場合であって、次のいずれかに該当する場合
 - ア 同一の感染症若しくは食中毒又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が、1週間に2名以上発生した場合
 - イ 同一の感染者若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が、10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に各事業者が報告を必要と認めた場合
- (5) 預り金等の紛失・横領、個人情報等の紛失等、職員（従業者）の不祥事又は法令違反等であって、利用者に損害を与えた場合
- (6) その他各事業者が、町へ報告が必要と判断する事故等が発生した場合

4 報告先

各事業者は、次に掲げる区分により事故報告を行うものとする。

- (1) 本町内に所在する事業所
 - ア 利用者の保険者が本町である場合には、本町に報告する。
 - イ 利用者の保険者が本町以外である場合には、本町に報告するとともに、保険者である市町村等に報告する。
- (2) 本町外に所在する事業所
利用者の保険者が本町である場合には、本町に報告するとともに、所在市町村に報告する。

5 事故報告の手順

各事業者の3（4）以外の事故等発生時の事故報告の手順は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 各事業所は、事故発生後5日以内に、第一報として、次に掲げる事項について、事故報告書（様式第1号。以下「事故報告書」という。）により、電子メール等の電磁的方法により報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。なお、緊急性が高いものと判断した場合は、電話等により直ちに報告し、その後事故報告書を提出するものとする。
 - ア 事故状況
 - イ 事業所の概要
 - ウ 対象者（氏名、年齢、性別、サービス提供開始日、身体状況等）
 - エ 事故の概要（発生日時、発生場所、事故の内容等）
 - オ 事故発生時の対応
 - カ 事故発生後の状況
- (2) 事故発生場所が特定できる図面、事業所の事故対応マニュアル、対応の経過が分かる資料等、必要に応じて資料を提出するものとする。

- (3) 各事業者は、適宜途中経過を事故報告書により報告し、事故発生後1ヵ月以内に、最終報告として、事故の原因分析及び再発防止策を記載した事故報告書を提出するものとする。
- (4) 各事業者は、町、事業者、利用者等が事故の事実関係を共通に把握することができるよう、利用者等に対し、事故報告書の控えを積極的に開示し、求めに応じて事故報告書の控えを交付するものとする。

6 感染症等発生報告の手順

各事業者の3(4)の感染症等発生時の報告の手順は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 各事業者は、3(4)に規定する感染症等のうち、新型コロナウイルス感染症以外の感染症等が発生した場合は、高齢者施設等における感染症等発生報告書(様式第2号)を提出するものとする。
- (2) 前号により報告した感染症等が終息した場合は、高齢者施設等における感染症等終息報告書(様式第3号)を提出するものとする。
- (3) 前2号による報告書には感染者名簿(様式第4号)を添付するものとし、報告の手順は5に掲げる事故報告の手順に準じる。
- (4) 各事業者は、3(4)に規定する感染症等のうち、新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、第1報として、電話等により報告するものとする。
- (5) 前号により報告した感染が終息した場合は、高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症発生報告書(様式第5号)及び感染者名簿(様式第6号)を提出するものとする。

7 報告に対する町の対応

- (1) 必要に応じて、事業者への調査及び指導を行うとともに、利用者に対して事実確認等を行うものとする。
- (2) その他町長が必要と判断した事項について、必要な措置を講ずることとする。

8 記録の保存期間

各事業者は、3に掲げる事故を含む全ての事故に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

9 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年10月23日から施行する。

この要領は、公布の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

この要領は、令和7年3月1日から施行する。